

千葉地域農林業センター について

1 施設について

(1) 構造・規模 鉄筋コンクリート造、地上2階

(2) 建築年度 昭和52年

(3) 面積 建築面積427.42m² 延床面積742.80m²

(4) 所有権等

用地…千葉市普通財産

(昭和52年4月1日～無償貸与契約、単年度更新)

建物…**千葉県**普通財産

(昭和52年4月1日～無償借用契約、単年度更新、
解約の場合は県の負担で除却する条項あり)

(5) 施設種別

会議室 (134.17m²) 、近代化室① (69.63m²) ② (29.8m²)

和室 (大) (78.17m²) 、和室 (小) (31.8m²)

2 料金徴収の根拠について

- ・ 地域農林業センター設置事業実施要領（千葉県作成）
事業主体 = 千葉県

管理運営主体 = 地域広域市町村圏組合及び
その他の一部事務組合等（代表市町村）

利用者 = 旧千葉支庁管内（千葉市、習志野市、八千代市、
市原市）の農林業者を想定して設置

- ・ 同要領 6 管理・運営 ⇒ 「貸付を受けた管理運営主体は、運営等
に関する条例等を定め、管理運営の徹底をはかるとともに利用
の促進にあたるものとする。」
⇒ 市は昭和 53 年 4 月 13 日に「千葉地域農林業センター設置
管理条例」を制定、使用料を定めている。